

議案第 32 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により別紙のとおり専決処分したため、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

事件

令和 7 年度佐倉市一般会計補正予算

令和 8 年 2 月 24 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

令和7年度 佐倉市一般会計補正予算(第8号)

令和7年度佐倉市の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ447,970千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,783,207千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和7年12月17日

地方自治法第179条第1項により専決処分
佐倉市長 西田 三十五

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
16 国庫支出金		11,812,283	447,970	12,260,253
	2 国庫補助金	2,253,691	447,970	2,701,661
	歳入合計	63,335,237	447,970	63,783,207

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3 民生費		28,292,173	447,970	28,740,143
	3 児童福祉費	10,882,471	447,970	11,330,441
歳出合計		63,335,237	447,970	63,783,207